5/13 朝日

マイナ保険証 誤登録7279件

別人の情報閲覧可能に

マイナンバーカードを健康保険証としても使う「マイナ保険証」について、使った際に別人の情報がひもづけられていた事例があることが判明した。加入する医療保険側が誤って、本人とは異なる人のマイナンバーを登録した人為的なミスとみられる。厚生労働省によると、本人とは違う情報が登録されていた事例は2021年12月～22年11月に7279件あり、同省が対策を進めている。

▼経済総合面＝誤交付の改善求める

加藤勝信厚労相が12日の会見の質問で、こうした事案があると認め、「入力時におけるミスがあって、マイナンバーカードにそれ（本人）以外の人の情報がくっついていたケースだと認識している」と説明。「今後は起こらないように（医療保険側に）入力時に十分に配慮して徹底してもらう」と述べた。

厚労省によると、医療保険側で加入者ごとに本人のマイナンバーをひもづける作業をする際、マイナンバーの申告がない場合は、担当者が住民基本台帳に照会し、マイナンバーを調べて登録している。この時に同姓同名や生年月日が一致している別人の情報を誤って登録するケースがあり、今回も同様のミスの可能性があるという。

厚労省によると、本人とは違う情報が登録されていたことが判明すると、その都度、データが修正される。だが、今回の判明分を合わせて5件では修正する前に本人らが別人の薬剤・医療情報を閲覧してしまったという。

ひもづけは転職などで加入する医療保険が変わるごとに必要になる。これまでは「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「性別」の四つをもとに本人確認をしていたが、厚労省は4月から医療保険に対し、「住所」も含めた五つの情報を確認してひもづけることを徹底させる事務連絡を出したという。

同省は登録時にマイナンバーの申告を義務化したり、チェックを強化したりして誤登録が起きないように対策を進めているとしている。（村井隼人）